

三島市総合福祉に関する 条例を廃止する条例（案）

パブリック・コメント資料

募集期間 平成26年11月4日～12月4日

三島市 社会福祉部 福祉総務課

1 三島市総合福祉手当に関する条例を見直す目的

本条例は、昭和 45 年に制定され、当初の条例は、条文数が 12 条で構成されており、主に三島市の敬老金、重度心身障害児福祉手当など当市が単独で定める 4 つの手当をまとめてあったことから、この条例を一見することによって福祉における主な手当や給付が容易に把握できるという利点がありました。当時の福祉分野は、今日のように介護保険制度が確立されておらず、また、障がい者福祉についても多様化していなかったことから、現在の福祉総務課が一括管理しておりました。

その後、社会情勢の変化に伴い、子どもの医療給付、精神障がい者の医療給付などの制度が次々と設けられ、それに併せて、現在の社会福祉部内の関係課も福祉総務課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課及び療育支援室の専門部署が設けられるなど福祉行政が拡大化し、各担当課がそれぞれ 40 回以上に及ぶ改正を経ており、その過程において、新たな制度に関する項目が追加され、既存の制度の見直しによる改正などから、本条例の条文の数も増加しております。

このように条例の内容が拡大したことに伴い、様々な制度を 1 つの条例に記載することによって、個々の手当等の制度趣旨や目的が分かりにくくなりました。また、担当する課も異なることから条例の管理が福祉総務課となっても詳細な経過が把握できず、問い合わせ等に対する即答ができない状況が続いております。このような理由から、三島市総合福祉手当に関する条例の全部を見直し、この条例に記載されている制度ごとに新たな条例・規則又は要綱を定めることの総合的な判断に至りました。原則的には、廃止する制度以外は、現行の制度をそのまま継続するものであります。

2 条例を見直した後の予定について

三島市総合福祉手当に関する条例を見直した後、今まで各条に定めていた制度を新たに条例・規則又は要綱で定めることとなります。見直しをする内容は、次表のとおりです。

【新たに条例等を制定する制度】（主に手当及び給付関係）

条	見出し	所管課
第 4 条の 2	在宅寝たきり老人等介護者手当	長寿介護課
第 4 条の 3	在宅重度重複障害者介護者手当	障がい福祉課
第 5 条	重度心身障害児福祉手当	障がい福祉課

第6条	福祉手当の受給者	障がい福祉課
第10条	交通遺児等の扶養手当	子育て支援課
第11条	扶養手当の受給者	子育て支援課
第11条の5	重度心身障害児・者の医療給付	障がい福祉課
第11条の6	子どもの医療給付	子育て支援課
第11条の7	精神障害者の医療給付	障がい福祉課
第11条の8	母子世帯等の医療給付	子育て支援課

【新たに要綱を制定する制度】（主に祝金、見舞金及び援護金関係）

条	見出し	所管課
第3条	敬老金	長寿介護課
第4条	敬老金の受給者	長寿介護課
第7条	重度心身障害者等の援護金	障がい福祉課
第8条	援護金の受給者	障がい福祉課
第9条	母子世帯等祝金	子育て支援課
第11条の3	難病患者への見舞金	障がい福祉課
第11条の4	見舞金の受給者	障がい福祉課

【廃止する制度】

条	見出し	備考
第8条の2	身体障害者結婚祝金	代替として日常生活用具給付事業の住宅改修費を見直す予定
第11条の2	寝たきり老人の医療給付	老人医療制度の創設に伴い廃止すべきであった制度

3 施行予定日

廃止条例とそれに伴い新たに制定される条例・規則又は要綱については、全て平成27年4月1日からの施行を予定しております。